

海老名市教育委員会

(令和5年10月 臨時会議事日程)

日時 令和5年10月13日(金)

午後3時00分

場所 えびなこどもセンター 201会議室

【報告事項】

日程第 1 報告第 34 号 海老名市教育委員会関係職員の人事異動について

【審議事項】

日程第 2 議案第 29 号 令和5年度末県費負担教職員人事異動方針について

報告第34号

海老名市教育委員会関係職員の人事異動について

海老名市教育委員会関係職員の人事異動について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し発令したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年10月13日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

報告理由

令和5年10月1日付けで人事異動を発令したため

人 事 異 動 内 訳

令和5年10月1日付け（昇任・昇格・任期更新）

区 分		人 数	小 計	合 計
課長級		1 人	4 人	4 人
主事級		2 人		
任期付職員	主事補級	1 人		

議案第29号

令和5年度末県費負担教職員人事異動方針について

別紙のとおり、令和5年度末県費負担教職員人事異動方針について、議決を求める。

令和5年10月13日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

令和5年度末県費負担教職員の人事異動にあたり、方針を定めたいため

令和5年度末県費負担教職員人事異動方針について

1 概要

神奈川県教育委員会の「神奈川県公立学校教職員人事異動方針」

- 1 適材を適所に配置すること。
- 2 教職員の編成を刷新強化すること。
- 3 全県的視野に立って、広く人事交流を行うこと。

上記3項目を基に海老名市の「令和5年度末県費負担教職員人事異動方針」を決定したい。

2 令和5年度末県費負担教職員人事異動方針案

別紙のとおり

令和5年度末県費負担教職員人事異動方針（案）

海老名市教育委員会

I 海老名市方針

- 1 学校の適正な運営を確保し、教育効果の向上を図るため、年齢、経験、同一校勤務年数等からみて、各校の教職員構成の均衡が保たれるよう努める。
- 2 同一校勤務年数8～10年の者を異動対象として、学校長の本人に対する指導助言をもとに適正な配置を行う。
- 3 新規採用者については、初任校勤務年数5年を経過した時点で異動対象とする。
- 4 小・中一貫教育による教育効果の向上を図るため、校種間の異動を積極的に行うものとする。
- 5 教職員の増減等地域の実情を考慮し、他市との交流に努める。

II 実施上の留意事項

- 1 原則として、同一校勤務3年以内の者は、異動の対象としない。但し、校種を異にする異動については、行政上特に必要な場合に限り、3年以内であっても適正配置の立場から異動の対象とする。
- 2 総括教諭については、各学校への配置数の適正化の観点から、本市人事方針「2」に限らず適正配置を行う。
- 3 本市人事方針「3」は、採用校と同一校で臨時的任用教員年数が2年以上の場合は、初任校勤務年数3年を経過した時点で異動対象とする。
採用校と同一校での臨時的任用教員年数が1年の場合は、初任校勤務年数4年を経過した時点で異動対象とする。
- 4 休職中、産休中、育児休業中、妊娠中の者及びその予定者は、異動の対象としない。
- 5 特別支援学級担当者については、学校長の指導助言をもとに適正配置を行う。
- 6 中学校においては、特に免許教科を十分考慮し、許可教科担任の解消を図る。
- 7 小学校、中学校から県立学校等（高等学校、特別支援学校）への異動については、神奈川県公立学校教員の校種間交流要綱等によるものとする。特に特別支援学校との人事交流は計画的に実施する。
- 8 県外受験者の把握とその結果と動向については、十分注意する。
- 9 市内配置換、特別支援学級の担当希望についても、県外、管内外、県立学校への異動手続と併せて行う。
- 10 勸奨退職・再任用については、十分に趣旨の周知を図り、手続を行う。
- 11 その他の事項については、神奈川県教育委員会が定めた県費負担教職員等人事異動要綱に準拠して行う。

神奈川県公立学校教職員人事異動方針

(昭和 38 年 1 月 17 日教育委員会議決)

神奈川県教育委員会は、学校の適正な運営を確保することにより、教育本来の目的を達成するため人事異動にあたっては、次の事項を基本として、関係機関の積極的な協力のもとに、教職員の適正な配置に努めるものとする。

- 1 適材を適所に配置すること。
- 2 教職員の編成を刷新強化すること。
- 3 全県的視野に立って、広く人事交流を行うこと。